

スポーツ社会病理

～基礎理論の検討とスノー・スポーツ事故防止を事例とした試論～

新井野洋一*

はじめに

昨秋、オーストリア中部アルプスで起きた登山用ケーブルカー火災は、百数十人の尊い命を奪った。その犠牲者の中には、内外の競技スキーと基礎スキーの選手やコーチが多数含まれていた。事故をニュースで知ったのは、2つの古い資料を整理していた日のことであった。2つの資料とは、「体育・スポーツの社会病理学的研究序説～研究の展開・体系化のための基本的課題と若干の検討～」(日本体育学会東海支部第29回大会口頭発表の会場資料、総数13頁)と「体育行事の構造(要素)と事故防止の出発点～体育行事にとっての事故に視点をあてて～」(『体育科教育』第三十三巻七号、25-27頁、1985年)という小論である。両資料ともいつかは再考すべきと考えながら放置したままのものである。悲惨な事故を契機に本テーマを取り上げることは、不謹慎でかつ残念なことと考える。

本稿は、まず、スポーツ社会学の立場から、先述したいわばスポーツにとっての社会病理とも言える現象を含めたスポーツをめぐる社会病理現象(以下、スポーツ社会病理という)に関して、その科学的追究の必要性、基礎理論を再考する。次に、スポーツ社会病理の事例としてのスノー・スポーツ事故をとりあげ、その防止を考える中でスポーツ社会病理の各論的アプローチに関して試論を述べる。そして以上を通じて、今後のスポーツ社会病理研究の課題を検討したい。

1. スポーツ社会病理の基礎理論

① スポーツ社会病理の科学的追究の必要性

我々の生活にかかわるすべての(社会)現象は、ある理想的な基準に照らしてみると、必

ず欠陥や矛盾の1つぐらいは発見される。換言すれば、すべての現象が、生活問題や社会問題を生起させる可能性を保有しているということである。そして、生活問題、社会問題の一側面として実在するのが、社会病理現象(とりあえず、社会や生活上の正常で健全な範囲から逸脱した現象と定義しておく)である。一方、現代スポーツ(以下、単にスポーツという)は、「旧来の個人的な肉身体行動として実践される身体文化」という概念を拡大させ、「多くの他者との複雑かつ密接な関係のなかで社会行為として展開される総合的な文化(物質文化でもあり非物質文化でもある)」と理解される段階を迎えている。換言すれば、スポーツが先述した「我々の生活にかかわるすべての現象」の仲間入りを果たしたと言える。したがって、スポーツもまた、生活問題、社会問題そしてその一側面である社会病理現象を生起させることから例外とはならないのである。

以上の観点に立てば、問題のない円滑なスポーツの実現には、スポーツをめぐる社会病理現象の解明と予防活動が必須であると言えよう。そして、その第1段階としてスポーツ社会病理を具現化する努力すなわち客観的事実として科学的証明を行なうことが要求される。しかし、そのためには、スポーツ社会病理を解明するためのツールが用意されねばならない。そのことによって、スポーツ社会病理研究の学問的体系化の方向と具体的な分析の展開を可能にするものと考えられる。もちろん、以上の作業が各論的なアプローチやスポーツ活動への実践的アプローチにつながることは言うまでもない。

ところで、わが国におけるスポーツ社会病理の科学的追究の必要性については、体育・ス

* 愛知大学経済学部教授(スポーツ経済・社会学)

スポーツの社会学的研究の体系化をすすめる初期段階から論議されている。たとえば、竹之下は、体育社会学の研究領域を(1)集団社会学的角度からの問題、(2)文化社会学的角度からの問題、(3)社会変動および社会問題と体育と区分し、「特に社会問題の角度から見た問題領域は、社会病理学的な現象に着目することによって成立する」と論じている(竹之下体蔵「社会学的研究法」日本体育学会編『体育学研究法』pp306-320、体育の科学社、1957)。また、加藤(加藤橋夫「体育社会学の構想」『新体育』p22、1959、7号)や菅原(菅原礼「何をめざして研究しているのか」『体育科学』p562、1964、10号)も同様の見解を示している。

その後の整理では、菅原が体育社会学研究の歩みを論ずる中で便宜的に5つの領域を設定し、5つ目の「その他」に「社会病理現象に関連ある問題の研究を含む」と位置付けている(菅原礼「わが国における体育社会学研究の歩み」前川峰雄ほか編著『現代体育学研究法』pp63-66、大修館1972)。また、大西は、先述した竹之下や菅原の見解を考察して、体育社会学の課題領域を4つに区分し、4つ目に「社会変化の影響」を挙げ、その対象のひとつとして「社会的問題」とともに「病理現象」を提示している。さらに、大西は、具体的な研究角度として、「進学と体育および運動部、進学と児童生徒の体格・体力、野外体育活動と多発事故、体育と暴力、公害と体育」を列挙している(大西國男「体育社会学の課題領域」体育社会学研究会編『体育社会学の方法と課題』p64-66、道和本書院、1972)。以上のように、付随的な位置付けとしてはあるが、体育・スポーツの社会的問題そしてその一側面としての社会病理現象に関する科学的研究の必要性が訴えられていたことが理解される。しかし、その後の研究はさほど進展していないことも事実である。その理由と背景については後述することにする。

② 方法論としての社会病理学視点の問題

社会病理現象を研究対象とする学問である社会病理学は、1920～30年代にかけてアメリカにおいて急速な発展を示した。わが国においては

1955年頃からアメリカの社会病理学の影響を強く受け進展した。一般的には、社会病理学は、「社会的疾患(social ills)ないし個人的・社会的不適応現象」あるいは「正常ないし健全な常態とは異なる社会事象」をアナログ的に社会病理と規定し、その解明をめざす学問である。また、我々は、パーソンズの行為論にもとづく定義や「生活障害」というタームの中での概念規定などを学んだ。いずれにせよ、社会病理学が、その概念規定の問題を二義的に取り扱ってきたことは事実として認めねばならない。詰まるところ、表面化(顕在化)した社会病理現象をトピックスとしてテーマ化することに追われるという状況が続いたのである。

その背景には、何をもって社会病理現象と規定し、それをどのように判定するかという基本的な問題に対する妥当で正確な解答が与えられていないことがあげられる。恒久的な判定基準をつくりだすに至っていないのである。したがって、これまで提起された病理性判定のための諸理論(疎外論、アノミー論、社会解体論、逸脱行動論など)を、分析対象とする問題の次元と内容に対応させ、あるいはそれらの相関関係の中で多元的に使用することが多くの支持を得ているのが現状である。総じて言えば、判定基準の不明確さが社会病理学の問題領域を拡大して、さらに混乱を増大していると指摘でき、それがゆえに、場合によっては、個人的な価値基準にかかわる主観的なものになっているとの批判を受ける場合も少なくない。しかし同時に、社会病理学の研究対象領域が拡大されることは、さまざまなあるいは新たな方法論が試行されるチャンスを増大させ、結果的に方法論を淘汰する機会の増大という結果をもたらしていることも忘れてはならない。

一方、社会病理学的研究の手順をふり返ると、先にも述べたように、表面化(顕在化)した社会病理現象をトピックスとしてテーマ化し、その発生条件(社会、経済、文化的背景)と社会病理現象の実相と結果事象の3者の関係を説明するというやり方がとられる場合がほとんどである。それがために、病理性の基底的分

析がおろそかにされているとの批判もある。換言すれば、社会病理現象を社会のうちに発見され、その原因もまた社会に存在すると考えるならば、社会そのもの（社会構成体）の性質を明らかにすることが求められるのである。その意味では、体制変革的アプローチの重要性が再確認される。

③ スポーツ社会病理と判定基準（対象論）

スポーツ社会病理（現象）とは、さまざまなジャンルで行なわれているスポーツの機能が内部・外部的な条件によって阻害され、期待どおりに遂行されずに支障を生じている状態と定義できる。もちろん、スポーツ社会病理という概念がそれ自体社会病理の実相や結果事象を表す概念ではなく、スポーツの理想的な姿（ある種の基準と言ってもよい）からみた相対的な概念であることは言うまでもない。

スポーツのジャンルについては、理解の視点によってさまざまな分類が可能である。歴史的、行政的観点からは学校スポーツと地域スポーツ、目的という視点に立てば競技スポーツ、自然スポーツ、アスレチック、コンディショニング・スポーツという形で分類することもできよう。また、スポーツの社会的機能に焦点をあてれば、スポーツの機能を職業的機能、教育的機能、レジャー的機能に3分することもできるが、スポーツの持っている本質的な機能とともに、そのジャンルによって異なるものであるから、画一的に規定できない。つまり、スポーツ社会病理とは、スポーツという社会事象にかかわる個人、集団、社会の健康性すなわち肉体的・精神的・社会的な生活機能が阻害される状況を示しており、この場合の健康性が病理性判定の基準と言えらる。換言すれば、スポーツ社会病理の判定基準となるスポーツの理想的な姿とは、健康性を保持したスポーツと言えらる。より具体的な例で示せば、ミッチェナーが提示した「スポーツを見る3つの視点」は、何をもってスポーツ社会病理と規定するかという問いに対する1つの答えと言えらるかもしれない。3つの視点は、以下のとおりである（ジェームズ・A・ミッチェナー著、宮川毅訳『スポーツの危機』

サイマル出版会）。

- ・スポーツは、参加する者にとって楽しいものでなければならない。
- ・スポーツは、参加者および社会全体の健康を増進するものでなければならない。
- ・スポーツは、大衆に娯楽を提供する義務がある。

ミッチェナーがこの3つの視点から究極的に求めたものは、「スポーツは人間形成に役立つか」という問いへの答えであった。これをスポーツ社会病理における広義の判定基準（＝スポーツの健康性）と考え、ミッチェナーの第2の視点を狭義のスポーツ社会病理の判定基準と捉えることができる。

また、スポーツ社会病理をスポーツの教育的機能すなわち教育としてのスポーツ・ジャンル（大雑把に規定すれば体育と言ってもよい）に限定して捉えるとき、体育病理という概念が想定される。この場合には、教育病理の下部領域として位置付けることができ、先行研究が大いに参考となる（新堀道也『現代日本の教育病理』ぎょうせい、1976）。たとえば、体育病理を以下の3つの機能すなわち

「スポーツ・ニーズへの対応機能」（スポーツは個人の発育・発達段階や生活周期段階に対応した内容でなければならない、生活問題たとえば健康問題や時代・社会の変化・変動にも対応すべきであるということ）

「権利としてのスポーツを保障する補完機能」（スポーツは、誰もが実践可能であるべきであり、スポーツの機会が制限されたり一部の人々や特定の集団や施設に限定された形で展開されてはならない）

「人間としての可能性、個性の実現をめざす開発機能」（生涯スポーツとして、一生涯スポーツによる人間開発の機会が継続的に確保されなければならない）

が阻害された状態と定義することもできよう。

④ スポーツ社会病理現象の諸相

スポーツ社会病理現象の実相を列挙すれば、数限りない。そこで、実相をより一層理解しやすくするために、二分法的な把握を試みたい。

スポーツ社会病理現象は、第1に、個人-集団という分類の中で捉えることができる。個人的なスポーツ社会病理の例が、指導者や選手の暴力、退部、スポーツ障害や傷害、ドーピングなどである。そして、集団的なスポーツ社会病理には、しごき、リンチ、サッカーのフリーガンのような行き過ぎたファン行動などがあげられる。また、その現象が直接的か間接的かという視点で把握することができる。すなわち各種のスポーツにかかわる法・制度や規則の違反（アマチュア違反、替え玉選手）のような直接的なスポーツ社会病理と、スポーツと結びついた犯罪（野球賭博、殺人）やスポーツを原因とする政治・経済問題のような間接的なスポーツ社会病理に区分して捉えられる。さらに、結果的な社会病理と原因的な社会病理という分類の中で把握することも可能である。教育病理を例にとれば、試験地獄を苦しめた受験生の自殺という社会病理は結果的な社会病理、これに対して入学試験を過度に重視した教育体制といった問題は原因的な社会病理と言える。これに对照させれば、先述したしごき、ドーピングや学業とスポーツの両立をめぐる問題、スポーツママ、一般市民のスポーツ活動をめぐる問題などは結果的なスポーツ社会病理であり、能力主義を過度に評価する体育をめぐる問題、勝利至上主義や記録万能主義に基づくスポーツ制度、慣行をめぐる問題などは原因的なスポーツ社会病理と呼ぶことができる。

しかしながら、以上のような二分法的な実相の把握方法は、あくまでも実相をわかりやすく

するための便宜的な手段であることを忘れてはならない。つまり、先の個人-集団、直接-間接、原因-結果のそれぞれの関係は決して直線的ではないということである。そこで、本稿では、日常生活の中でスポーツ社会病理を捉えることを重視して、表1.のように4つに大別してみた。

近年だけを見ても、オリンピック招致をめぐる不正活動の問題、プロ野球におけるドラフトをめぐる自殺事件やスパイ疑惑、アマチュアスポーツの選手登録をめぐる問題、スポーツ団体内における緊張関係や活動をめぐる対立の問題とさまざまなスポーツ社会病理に関する報道がマスコミをにぎわしている。しかし同時に、これらをいかに分析するかという視点は体系化されておらず、一部ジャーナリストによる情緒的であつかましいお説教や熱っぽいが非科学的な改革意見を黙認する場合が少なくないのが現状でもある。

2. スポーツ社会病理の事例としてのスノー・スポーツ事故防止に関する試論

① スポーツによる事故とスポーツにとっての事故

スポーツにかかわって起こる事故は、スポーツ社会病理の典型例である。事故が生起すればスポーツの健康性とくにスポーツ選手の健康性、安全性、そして時には生命が奪われ、スポーツ活動の継続を不可能にするスポーツ社会病理のなかでも最悪な事態となる。

体育・スポーツ事故は、その実態から見ると

表1. スポーツ社会病理現象の事例

個人的なスポーツ社会病理	指導者や選手の暴力、退部行動、スポーツ問題をめぐる自殺や殺人、ノイローゼ、スポーツ障害・傷害、ドーピングなどによる健康問題、スポーツ嫌い、体育嫌いなど
集団的なスポーツ社会病理	しごき、集団リンチ、チーム内の緊張関係、過度のファン行動など
環境的なスポーツ社会病理	スポーツによる環境破壊、スポーツをめぐる地域問題など
状況的・文化的な スポーツ社会病理	八百長、スポーツ賭博、規則・規定問題、プロスポーツの契約問題、スポーツをめぐる政治的問題など

き、以下のように二分することができる。ひとつは、スポーツ選手同士の衝突や転倒などによる負傷事故、溺死事故などスポーツ活動中に起こる事故である。これは、「スポーツによる事故（スポーツ活動そのものに起因する事故）」といえる。

いまひとつは、大学スキー実習バス転落事故（長野）、プール天井崩壊事故（チューリヒ）、サッカー場火災事故（ロンドン）、そして今回のケーブルカー火災事故など二次的なスポーツ事故であり、これを「スポーツにとっての事故」と呼ぶことができよう。

特に、スポーツにとっての事故は、まさに現代社会を代表する事故であり、ひとたび発生するとその犠牲者が大規模になるという特徴を持っている。その原因は、一言で言えば、スポーツの巨大化、スポーツの多様化ということになる。いろいろな人々が、様々な場所で、種々の形態でスポーツ活動を行なうことが可能なスポーツ環境を作り上げたのである。それに拍車をかけているのが、情報化と国際化である。競技スポーツの科学的トレーニングや勝利への条件、要因の情報は、誰もが入手できるようになった。また、シーズンを超越したトレーニング環境を求めて世界中を旅することも、トップアスリートの間ではしごく当然のこととなっている。もちろんその背景には、スピード化を前提とする交通アクセスの発達によって世界との時間的および空間的な距離を縮めることに成功させた科学技術の進歩がある。

以上に従うならば、スノー・スポーツにかかわる事故も、「スノー・スポーツによる事故」（スノー・スポーツ活動中の事故）と、「スノー・スポーツにとっての事故」（スノー・スポーツをめぐる事故）に二分することができよう。重複するが、スキー場での雪崩事故・リフト事故など記憶に新しい事故の実態を考えると、やはりスノー・スポーツにとっての事故に対してこれまで以上に注意を払うべき時期を迎えている。

② スノー・スポーツ活動の諸形態

スノー・スポーツ活動という表現は耳慣れないが、以下の理由からあえて使用したい。かつ

ては、ウインター・スポーツ＝スキーという状況があった。それが、大きく変化していることへの対応から、スノー・スポーツという言葉を使用する者である。すなわち、ひとつには、スキーヤー1210万人に対して約410万人のスノーボーダーという新たなスポーツ人口（『レジャー白書2000』より）が実在するようになったからである（リフトの搭乗数などからは、ゲレンデと呼ばれる人工的なスキー場における1日当たり利用者の3分の2がスキーヤー、3分の1がスノー・ボーダーと推測される）。また、歩くスキー、モーグル・スキー、あるいは雪合戦などさまざまな雪を使ったプレイが展開されるようになり、まさにスキー場という呼称を変更すべきという論理さえ生まれている。さらに、日本独特の四季を超越したスノー・スポーツ施設が登場したことは、スノー・スポーツが冬という季節に限定されたものでないことを証明した。したがって、妥当かどうかは別として、旧来のスキー場が大きく変わったことを強調するために、スノー・スポーツという用語を使わせていただきたい。

スノー・スポーツ活動あるいはスノー・スポーツ・ツアー（小旅行）は、目的つまり期待する機能という観点から、表2. に整理できよう。もちろん、ひとつのスノー・スポーツ活動が複数のねらいを重複させて実施されている場合も少なくないことは言うまでもない。

実施される量からみれば、余暇活動としてのスノー・スポーツが最も多いことは言うまでもない。しかし、1団体あたりの参加人数という点では、親睦・親善活動あるいは教育活動としてのスノー・スポーツが断然多いのも実態であり、本稿でもその活動を強く意識している。

ところで、後にも触れるが、スノー・スポーツ活動（以下、スノー・スポーツという）は、さまざまな人々や組織・団体の相互協働によって成立するものである。しかし同時に、実際の場面においては、管理運営面を中心にある一定の人々や社会的単位によって導かれているということも事実である。そこで、スノー・スポーツを「活動の主導性がどこにあるか」という点

表 2. 目的からみたスノー・スポーツ活動

1. 競技活動としてのスノー・スポーツ	職業活動としてのスノー・スポーツやチャンピオン・スポーツとしてのスノー・スポーツ
2. 余暇活動としてのスノー・スポーツ	個人・家族・仲間集団の余暇活動（健康増進活動も含む）の一内容
3. 親睦・親善活動としてのスノー・スポーツ	特定の機能的集団たとえば職場集団や親睦団体などの構成員の親睦・親善を図る一手段
4. 教育活動としてのスノー・スポーツ	スノー・スポーツを教育課程科目の一教材（ほとんどが体育の単位）として採用
5. その他	技術向上などのための研修・訓練活動やスノー・スポーツ以外のスポーツ集団のトレーニング

表 3. 主導性からみたスノー・スポーツの活動例と特徴

主導性の型	具体的な活動例	特徴（メリットとデメリット）
行政機関主導型	市町村が（含む教育委員会）主催する活動	諸行政機関との連帯と活用に大きな力がある。しかし、管理的姿勢・手続きの面倒さや競技団体などとの協力問題などが指摘される。
スノー・スポーツ団体主導型	連盟・協会が主催する活動	専門的指導者の確保が可能で、一定の実績も持っている。反面、権威主義的になりやすく、参加者の主体的活動を醸成しにくい。
学識者主導型	大学などの公開講座プログラムとしての活動	科学的・理論的裏付けによる運営が期待されるが、実践力が弱く、発散的な実施に終わりやすい。
特定期間主導型	職場・市民団体・政治団体など主催する活動	独自のねらい・企画・運営・活動が可能。しかし、孤立しやすく、他機関・団体との連帯をめぐって問題を生じやすい。
スポーツ企業主導型	商業的クラブやスクールが主催する活動	施設・指導者の確保が安定している。参加者の自由度が高いが、経済的負担は大きい。参加者の態度・行動が依存的になりやすい。
参加者主導型	地域の町内会・自治会、スノー・スポーツ好きの仲間が主催する活動	参加者の運営全体への主体的な参加が期待できる。反面、的確な指導のできる指導者・スキー場や宿泊施設およびそれらに要する財源の確保が難しい。
混合型	上記の社会単位が混合して実施される活動（実体的にはほとんどみられない形態）	さまざまな機関・組織のメリットを選択的に組み合わせることによって、理想的な活動企画ができる。しかし、主導性や責任の所在が不明確になりやすい。それを原因として対立や競合が起こりやすく実施までに至れない場合が多い。

（新井野洋一「スポーツ集団の概念と性格をめぐる諸問題」『愛知大学体育論叢』第2号表1を改変）

から整理してみた(表3. 参照)。いずれの主導型によるスノー・スポーツにも、メリットとデメリットが発見される。ともあれ、主導性なしにスノー・スポーツが成立しない事実を認識し、メリットを生かしつつ、デメリットをカバーする方策を構築することが、究極の課題であることが示唆される。

③ スノー・スポーツの構造

スノー・スポーツ事故の発生メカニズムや防止策を検討するには、まず、スノー・スポーツが如何にして成立しているかを十分に理解しておかねばならない。なぜなら、たとえその事故が不可抗力(Act of God)と判断されようとも、事故発生の実態とその原因がスノー・スポーツあるいはスノー・スポーツ・ツアーの実在のうえに生じることも真実だからである。

本稿では、まず、スノー・スポーツが日常的な話題としてはスノー・スポーツ・ツアーと解されることを十分に考慮しなければならないと考えた。第2に、スポーツが人間生活の一部として把握されるという観点にたつて、スノー・スポーツも例外ではないと考えた。つまり、スノー・スポーツは、一定の経済的構造を基盤として、一定の時間と空間に拘束され、一定の社会関係のなかで営まれる文化的、社会的活動に他ならないのである。以上のことから、生活構造論を援用して、表4.のようにスノー・スポーツ(・ツアー)の構造(要素)を捉えてみた。なお、これら4つの要素は、独自に存在するものではなく相互に密接不可分な関係にあることは言うまでもない。

④ スノー・スポーツ・ツアーの要素と事故防止

a. 経済的要素と事故防止

スノー・スポーツの所要経費(スポーツ企業における利益、公共団体における人件費を除く)は、概ね、①用具費(スキーセット、ウェア)②宿泊費③飲食費④交通費⑤施設利用費(リフト代など)⑥指導費⑦レクリエーション費⑧運営費(実地踏査費を含む)⑨保険料(傷害・旅行保険)⑩その他(添乗員費用など)となろう。

そして、これらの経費の財源は、その比率に差こそあれ、公共団体や学校の負担および寄付金、会社の厚生補助金や助成金などのいわば公費というべき財源と、私費つまり参加者の自己負担に配分される。

ところで、スノー・スポーツ・ツアーの企画・運営に援助する者には、往々にして「公費節約」「私費軽減」という思いやりが働くことが少なくない。特に所要経費のうち交通費の決定において強く発揮される。スキー場までの参加者の輸送は、ほとんどの場合、列車か自動車に委ねられている。なかでも参加者が大量の場合には、低経費を強調すると、おのずとバス利用を選択することになる。バス利用の場合には、団体料金で計算すると一人あたり経費は、地下鉄、JR、路線バス、タクシーなどの利用による経費の約半分で住むのが平均的である。宿泊費に換算すると、1泊分以上の差を生じると言てよい。

バス利用を選択する理由は、出発地からスキー場までを直結すること、参加者を掌握しやすいことなどの魅力と便利さにある。しかし同時に、このような低経費や便利さの代償として、参加者の生命と健康に対する高い危険性が

表4. スノー・スポーツ・ツアーの構成要素

経済的要素	所要経費
時間的要素	準備時期・時間、実施時期、期間、日程
空間的要素	実施場所(施設・環境)、生活行動圏等
关系的要素	内容決定の関係、運営時における関係

(新井野洋一「体育行事の構造(要素)と事故防止の出発点」『体育科教育』1985年5月号、表1引用)

潜んでいることも見逃せない。一般自動車を含めた自動車事故による死亡率が、単純に計算しても列車事故の20倍以上で、負傷事故率はさらにそれを上回ることからも立証されている。輸送途中の交通事故については、いわゆる「信頼の原則」にしたがって「許された危険の法理」が適用され、運営者（教師など）の責任が厳しく追及されることはないものと考えられる。また、「輸送は、安全管理の十分な会社に依頼すべきである」との指摘は当然なことであるが、ツアーの準備実務という点では輸送方法の選定作業の時間と能力には限界があり、現実にはかなり困難なことである。

低経費や便利さと、その代償としての参加者の生命と健康に対する高い危険性をどう埋めるかというジレンマは、交通費だけではなくすべてのスノー・スポーツ・ツアー経費に存在する。何よりも大切なことは、「参加者の生命と安全と健康の保持を優先させること」を強い信念として持ち続けることである。つまり、真の思いやりの発揮とは何かを追求することである。加えて、それを実現するために十分な投資能力を備えたツアーであるか否かを、常にチェックすることであろう。なお、細かな点ではあるが、同様の観点から、実地踏査時（下見）やマネージメントだけのためにツアーに参加する関係者の保険加入を忘れるようなことのないよう注意を払うべきである。

b. 時間的要素と事故防止

我々の生活は、一定の時間の枠（1日24時間、就労時間、労働時間など）に拘束されている。そして同時に、各々の立場で各々のリズムとパターンをつくりあげている。ところが、時にそのリズムとパターンを崩すと、疲労状態を生み、集中力や注意力の欠如からさまざまな事故に遭遇することがある。

そのような意味で、ツアーのスケジュールに「夜行バス」の利用を組み入れることには、多分の危険性ははらんでいることを指摘せねばならない。翌日を休養日とする帰路輸送の場合はまだしも、往路輸送を夜行にすることは特に危険性が高い。たとえ、現地到着後に休養時間を

設定したとしても、実際には不慣れな環境で無理に休養をとる状況であり、参加者のコンディショニングづくりに望ましいことではない。また、夜間の行動は、引率者や運転手の精神的肉体的ストレスを高め、誤った判断の誘因となり、強いては事故を誘発させる危険があることを忘れてはならない。10数年前に起きた大学スキー実習バス転落事故の直後にも、「夜行バスという無理なスケジュールで行く必要があったのか」という新聞報道がなされている。遺族の中から「正規の授業なのにレジャー並のスケジュールの組み方にも問題があったのではないか」という疑問が出されたとも聞いている（不幸な事故に遭遇された方々の心痛を知りながら例示させていただくことをお許し願いたい）。同様の事から、ツアーの実施時期についても、参加者の心身が悪コンディション（学生達の試験期間、長期休暇直後など睡眠不足・疲労・運動不足状態）と推測される時期は、極力避けるべきと考える。

また、実施期間については、①スキーの場合で1時間に約300カロリーとかなりのエネルギーが消費されること（初心者特にスノーボードの場合にはこれをかなり上回ると思われる）、②不慣れな相当重い用具を装着しなければならないこと、③非日常的な環境（人間関係も含む）によってストレスが高まることに留意して決定されなければならない。その点からすると、初心者を中心とする場合、1日4時間（午前午後各2時間）を想定すれば、疾病や事故を防ぐ安全圏は4泊5日程度と考えられ、それ以上の実施時間の場合には中間に休養日を設けることが望まれる。さらに、滑走中の心臓発作による死亡事故などの実態から見て、健康診断や健康調査は、単に実施されていればよいというものではなく、診断結果が有効かつ迅速に活用できるシステムの検討が必要である。

c. 空間的要素と事故防止

スノー・スポーツは、一定の空間（生活圏）を必要とし、またそれに拘束される。そして、その空間は、ほとんどの参加者にとって、非日常的で特殊なものである。ともあれ、スキー場

表 5. スキー場選定の必須条件

-
- ①ブッシュによる転倒事故などを防ぐために、実施時期に十分に雪があること
 - ②参加者の技術に適した地形があり、整備されていること
 - ③天候の急変や急病・事故に即応できるよう、近距離に宿泊所を設置することが可能であること
 - ④事故防止のためパトロール体制や緊急体制が備わっていること
 - ⑤あまり混雑しない練習場所が確保できること
-

の選定作業から、スノー・スポーツの空間づくりがはじまる。もちろん、その基本は、「参加者の生命と健康を守る」という点にあることは繰り返さない。そのためには、表 5. の内容は必須条件である。

さて、以上のような条件を満たすスキー場となると、必然的に、ある程度標高のある収容規模の大きいスキー場とならざるを得ないのが現状である。しかし、ここで注意しなければならないことは、ある程度標高のある収容規模の大きいスキー場を選べば、その時点で先の条件をクリアした（物足りた）ということにならないということである。

一方、スノー・スポーツにおけるもうひとつの重要な空間が、宿泊（場）所である。その選定にあたっては、①浴室・トイレ・寝具などの衛生管理、②カロリー・栄養バランス等の食事（栄養）管理、③避難設備などの安全管理の現状を判断項目とすべきである。それとともに、宿泊所内およびその周辺環境の危険箇所をチェックすることが大切である。さらに、宿泊所内やゲレンデにおける悪ふざけや暴力による負傷事故について熟慮しておかねばならない。特に活動的な心身状態にある青少年にとって、日常の行動量を相当減ぜられるスノー・スポーツ空間は、極度のフラストレーション状態を生む可能性が強いように思われる。これまで以上に、スノー・スポーツのエチケット・マナー教育を徹底することが示唆される。つまり、危機管理の重要性が高まっているということであろうが、たとえば宿泊所やゲレンデにおける放送による連絡（そのような所での放送は、騒音を増大するばかりか緊急時の放送を聞き逃す恐れも

ある）を考え直すといったことから努力したい。

d. 関係的要素と事故防止

スポーツ活動は、家族・地域を生活基盤とする参加者（スポーツ需要者）のニーズとそれに対応する指導者をはじめとする供給者側の相互作用の成果を成立する現象でもある。スノー・スポーツも例外ではない。したがって、まず、スノー・スポーツ（・ツアー）が、種々の社会的単位の相互協働によって実現する事実をそれぞれが理解することから出発しなければならない。種々の社会的単位とは、参加者を取り巻く諸組織や集団であり、大小を問わずにランダムに列挙すれば、参加者が日常的に接している家族、近隣社会、教育機関や職場、ツアーに必要な旅行社、バス会社、観光協会、ホテルや旅館、用具に関係するレンタル会社やスポーツ店、それ以外にも、リフト会社やスキースクール、病院、診療所等々である。そして、これら社会的単位の網の目（社会的ネットワーク）をできるだけ太く強固な糸で結ぶ努力のなかで、スケジュールやプログラムが決定され、安全確保、健康確保についての共通理解が作りあげられることが重要なのである。

ところで、教育活動としてのスノー・スポーツでは、旅行業者など教育集団にとっては異質な単位と関係する。しかし、決して介在する企業体にすべて依存したり、不明確な関係をつくらぬよう準備段階から注意を払うべきである。旅行業者は、旅行を商品とする営利的立場にあり、旅行業務のプロであっても、決してスノー・スポーツ運営のプロではない。同様の注意は、指導員の依頼という点でも重要である。特

に、中学・高校のスノー・スポーツ・ツアーでは、現地の指導員の要請（実際にはほとんどの場合旅行業者が仲介）することが少なくない。経費や人材確保の関わりがあるので、それ自体を否定するものではない。しかしながら、スノー・スポーツ・ツアーが教育活動の一環として実施されているとき、いわゆるスキー学校の指導員が技術指導のプロであっても教育者でないことを理解して、過度の期待や要求を強いることがあってはならない。それが、現地指導員に対するマナーでもあろう。確かに、事故防止に関する知識や経験に富む指導員の確保は容易なことではない。だからこそ、運営に携わる者は、スノー・スポーツ・ツアーにかかわる諸単位の関係つまり権限や責任、役割とその限界などを明確にするよう務めなければならないのである。

3. スポーツ社会病理研究の課題

① 実践研究とスポーツ社会病理教育の重要性

スポーツ活動において、「事故ゼロ」は、達成不可能な目標に過ぎないかもしれない。また、スポーツ人口の増大、そしてその活動の時間的・空間的・関係的拡大を鑑みると、事故減少も予想できない。さらに、事故後の責任、補償問題のシビアな現状や長期化を見るにつけ、やりきれぬ思いだけが残る。だからといって、「事故を恐れているは何もできない」と結論づけることは、参加者にとって無益ないや有害な「居直り」以外の何物でもない。だが逆説的に、事故を恐れるあまりスポーツ活動を廃止したり縮小したりすることは、「車を無くせば交通事故は無くなる」という非現実的な理論と同類である。

ともあれ、割合からすれば、健康性がほぼ阻害されずに終了するスポーツ活動が圧倒的に多いことも事実である。スノー・スポーツについても同様である。この事実を大切に考え、終了後に総合的な評価を行うことである。そのためには、スポーツ活動の目標設定、計画段階に十分な労力を費やすことであろう。なぜならば、明確な目標項目、計画項目は、そのまま評価基

準となりうるからである。以上のような努力こそ、事故防止（参加者の生命と健康を守る）を念頭に置いたスポーツ活動マニュアルづくりにとって有効な方法であり、スポーツ活動の運営に対する新たな勇気と創造力を生起させることと考える。そのような意味から、スポーツ社会病理の事例としてのスノー・スポーツ事故防止に関する試論を述べたのである。スポーツ社会病理の各論的な議論への参考になれば幸いである。

さて、繰り返してであるが、現代スポーツの正常で健全な発達のためには、スポーツ社会病理を予防する対策と実践が必須である。にもかかわらず、これらにかかわる研究は原理的な局面に傾斜し、現代スポーツの現状を認識したルールやマナーのあり方、スポーツマンシップやフェアプレーの解明といった研究は遅々としてすすんでいない。それが原因となって、教育の場においても、スポーツの科学的実践方法は詳細に教育・指導されているのに対して、スポーツ社会病理の現状すら紹介されていないのが事実である。その背景には、第一に、特に個人的なスポーツ社会病理を予防する行動がいわばスポーツ選手個人の良心に依存される面が強いことにある。しかし、それは、逆説的に言えば、スポーツ社会病理に関する日常的な教育の重要性を裏書していることを再認識すべきであろう。スポーツ社会病理を隠ぺいしようとする伝統的なスポーツ環境がみられること、スポーツ関係者自身にスポーツ社会病理を他人事として黙示したり、それから逃避する傾向が見られることも指摘しておかねばならない。いずれにせよ、近年における次々と変化していく文教政策や具体性にかけるリゾート政策の動向からみても、スポーツ社会病理の実践的研究と教育内容のプログラム化が急がれる。

② 現代スポーツの特質に対応した病理性判定基準の検討

スポーツ社会病理の具体的かつ実践的な研究およびスポーツ社会病理教育の展開を遅らせている背景には、現代スポーツの性格が急速かつ大きく変化を続けているという現状がある。

スポーツは、その起源を辿れば、人間の本能的な行動として自然発生的に生まれたものである。つまり、現代スポーツと同様「俗的なもの」であった。ところが、人間が群れから社会という生活環境を築き始めた頃から、聖なるものに変化していった。五穀豊稔を祈ったり、出産や長寿を祝ったり、病氣治癒を願ったりする儀式や式典という時代を経過することとなった。そして、スポーツにとって暗黒時代であった中世以後は、生活の一部という新たな形で俗としてのスポーツが蘇った。

現代スポーツへ至る過程で多くの特質がスポーツに付与された。第1は平等化の進展である。勝敗の明暗が分かれても、参加する権利や機会、条件は歴史とともに平等化してきた。一部のエリート（特権階級）だけのスポーツが大衆化を遂げたことも周知のとおりである。第2に、専門化がすすみ、監督とかコーチといった専門的役割を果たす人たちの存在がなければ、少年野球として成り立たない時代を迎えた。第3に、スポーツをさらに面白くするために、ルールが合理的なものに改変された。トレーニングも科学的になり合理性が追求されてきた。第4には、スポーツを管理するために、協会とか連盟、委員会などの官僚組織化がすすめられた。

しかし、現代スポーツの最もユニークで他の時代に見られなかった特質は、記録化である。スポーツの官僚組織が必要な理由も、このような記録（化）の公認という作業があるからにほかならない。「人間は万物の尺度である」という観念を完全に否定し、美しさや印象までも計測し数量化する時代が現代社会であると換言することもできよう。ともあれ、現代社会を象徴する数量化への衝動と勝利至上主義を結びつけ、万民の納得を得ることのできる驚異的な抽象概念こそ「記録」であった。それを助長するのが、スピード化を追求する高度情報化である。最も短時間にゴールした選手が賞賛に値し、それを破る者はさらなる勇者とされるのである。こうした数量化が、社会を説明し、社会の中心的価値に据えられているのである。

このような現代スポーツの特質を概観すると

き、そこに生起するさまざまなスポーツ社会病理は、単純な論理で把握できない複雑な実相を示していることが容易に想像される。したがって、スポーツ社会病理の判定あるいはその基準に関する論議は、以上のような現代スポーツの特質を熟慮した上で行なわれるべきである。最近のスポーツ社会病理の中には、個人の病理か集団の病理か判断に困惑するものもある。また、スポーツ組織やその運営をめぐるスポーツ社会病理などについては、①法的なスポーツ規範、②道徳的なスポーツ規範、③組織内の特有の規範という基準によって、いわば逸脱行動的分析を行ない、その解決や予防を図ることに對して限界を感じる場合が少なくない。つまり、そのスポーツ社会病理が現代的と思われるものであればあるほど、病理性の判定基準であるスポーツ規範そのものが問われねばならない場合が増加している。

さらに、現代的なスポーツ社会病理の中には、その解決のためにかなり長期間を要するケースが増えていることについても注視しなければならない。その原因を考える時、病理性の判定基準があいまいであることを再度指摘しなければならない。それと同時に、さまざまなスポーツ社会病理に遭遇すると一時的な論議の隆盛が見られても、結果的には解明や予防への提言までに至らず、実態の説明に終始することに止まる場合が少なくない。換言すれば、スポーツ社会病理分析における構造機能主義の限界を示唆しているものと考えられる。多くの場合、スポーツ社会病理の分析において、スポーツ機能とスポーツ構造の阻害をスポーツ社会病理と捉え、スポーツ機能については課題遂行（能率—浪費）、自己維持（統合—葛藤）、スポーツ構造については対外関係（適応—遲滞）、内部構造（均衡—格差）を分析枠組とする。そのことに妥当性があっても、先述したように説明に止まり現実的な対応策の提示に至らないのが現実なのである。

さまざまな批判もあろうが、スポーツのあり方あるいはスポーツの理想的な姿に関する論議を繰り返すことが重要であろう。スポーツは、

疲れ切った“戦いたい動物”である現代人に対して、表現しきれぬほどの感動、喜び、夢、仲間意識、平和……を与えてくれる。それをいつまでも失わせてはならない。そのためには、すべての人々がスポーツの欠点や矛盾から目を

そむけず、それを共有する共通意識が確立されねばならない。現代スポーツが不完全なることを認識しつつ、完全を求め続けるプロセスにこそ最大の価値があることを強く訴える。